第二項第二号中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、同項第三号(2)中「送信装置」の下に「（八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）」を加え、「搬送波の数が一のものにあっては」及び「、搬送波の数が三のものにあっては希望波から（±）三・七五MHz」を削り、同項第四号(2)中「一、七四九・九MHz」を「一、七四四・九MHz」に改め、「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同(2)イ中「搬送波の数が三のものにあっては、毎秒三八四キロビット）以下であり、かつ、システム能力として毎秒二メガビット」を削り、同(2)ロ中「第一項第三号(2)の規定を適用する」を「一の搬送波ごとに毎秒四・八キロビット以上であり、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒四・九一五二メガビット以下、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあっては一の搬送波ごとに毎秒一・八四三二メガビット以下であること」に改め、同項を第一項とする。

第三項第一号(1)アの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(1)イの表中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同(1)ウ(ア)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(1)ウ(イ)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(2)アの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(2)イの表中「一、九一九・六MHz以下（一、九二〇MHzを超え一、九二五MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあっては一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下）」を「一、九一五・七MHz以下」に改め、同表の注中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、ただし書を削り、同(2)ウ(ア)の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同(3)イの表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同項を第二項とする。

○総務省告示第四百三十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号(1)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　総務大臣　樽床　伸二

第一項中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

○総務省告示第四百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　総務大臣　樽床　伸二

周波数帯	特定小電力無線局の無線設備

に改め、同表二の項中「用途」を削り、同表十三の項中「第一項第四号(一)」を「第一項第五号(一)」に、「第一項第四号(二)」を「第一項第五号(二)」に改め、同表十四の項中「第10項第二号」を「第10項第二号(二)」に改め、同表に次のように加える。

十九　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz

○総務省告示第四百三十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十八条の二の三の二第六号及び別表第三号43の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百九号（一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　総務大臣　樽床　伸二

第一項第一号中「又は毎秒三・六八六四メガチップ」を削り、同号の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改め、同項第二号の表中「一、九一九・六MHz」を「一、九一五・七MHz」に改める。

第二項の表毎秒三・六八六四メガチップの無線局の送信装置の項を削る。

○総務省告示第四百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第四百五十七号(一・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日　総務大臣　樽床　伸二

第一項中「、第四十九条の二十九又は第四十九条の三十」を「又は第四十九条の二十九」に改める。

第五項第三号(一)中「、第四十九条の六の三」を削る。

○総務省告示第四百三十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日　総務大臣　樽床　伸二

一　直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1　送信バースト長は、次表に定める組合せのとおりとする。

基地局	陸上移動局（中継を行うものを除く。）
三・六五ミリ秒	一・三五ミリ秒
三・五五ミリ秒	一・四五ミリ秒
三・四五ミリ秒	一・五五ミリ秒